

消費税率引き上げに伴う検査料・評価料等の扱いについて

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、2019年10月1日に予定されている消費税率引き上げに伴い、弊社各サービスの検査料・評価料等にかかる消費税の扱いについて以下のとおりとさせていただきます。

敬具

◆瑕疵保険サービスの検査料にかかる消費税の判断基準について

保険申込書類の弊社受取日ならびに最終検査完了日によって検査料の消費税率が決まります。そのため、検査が複数回ある物件も最終回の検査完了日によって、すべての回の検査料の消費税率が決まります。

例) 瑕疵保険申込書類の弊社受取日が2019年4月以降で、初回の現場検査が2019年9月1日、最終回の現場検査が2019年10月1日の物件は、初回から最終回まですべての検査料にかかる消費税率が10%となります。

◆住宅性能評価・長期優良住宅の審査等の消費税の判断基準について

住宅性能評価書・長期優良住宅技術的審査適合証等、各サービスにおける申込書類の弊社受取日ならびに成果物発行日によって消費税率が決まります。

◆ご請求に関するお願い

2019年4月1日以降にお申し込みいただいた物件のご請求について、サービス・建物種別により順次消費税率を10%に切替えてご請求させていただきます。サービス別の切替えタイミングにつきましては、別紙「ハウスプラス サービス別 請求税率 切替えスケジュール」をご確認ください。

※差額の返戻について

消費税率を10%に切替えてご請求させていただいた物件について、上記判断基準により消費税率が8%となることが確認できた場合は、2%分の差額を貴社口座へ返金させていただきます。

※差額の追加請求について

消費税率を8%でご請求させていただいた瑕疵保険サービスの検査料の内、2019年4月1日以降の弊社受け取り物件で、最終検査完了日が2019年10月1日以降となる場合は2%分の差額を追加でご請求させていただきます。保険証券はご入金確認後に発行となりますので予めご了承ください。

◆ご理解ご協力をお願いいたします

2019年4月のお申込物件から消費税率10%を適用してご請求するサービス・建物種別もございます。これは消費税率の確定が弊社受取日だけでなく、最終検査完了日(瑕疵保険)や成果物発行日(評価書等)によるためです。

お客様のご負担を最大限軽減できるよう、請求の消費税率切替えタイミングを各サービスの一般的なご提供期間をもとに設定させていただきました。

誠に勝手なお願いではございますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

<本件に関するお問い合わせ先>
ハウスプラス住宅保証株式会社
電話：03-5962-3800

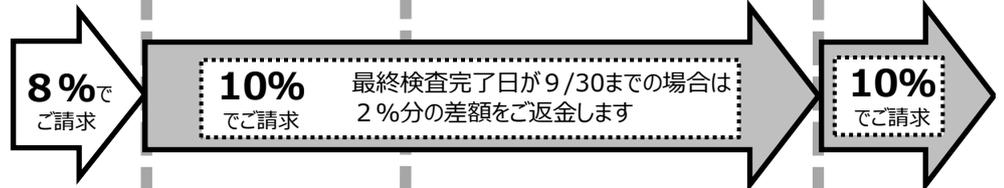
ハウスプラス
受取日※1
2019/4/1

ハウスプラス
受取日※1
2019/6/1

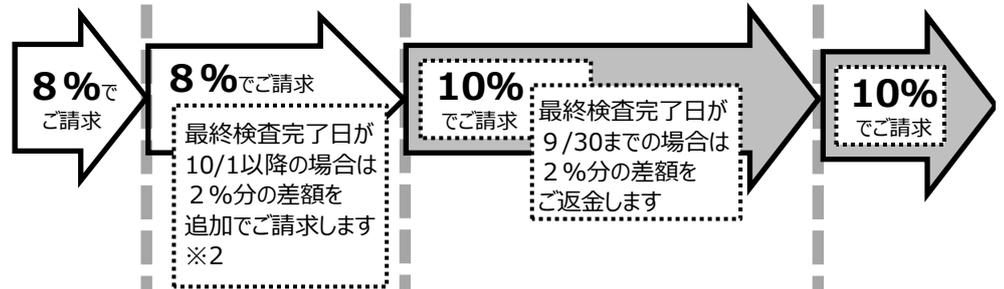
ハウスプラス
受取日※1
2019/10/1

<瑕疵保険 検査料>

- ・新築瑕疵保険（共同）検査料
- ・大規模修繕瑕疵保険 検査料

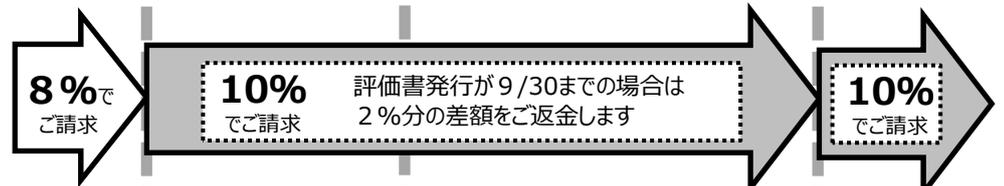


- ・新築瑕疵保険（戸建）検査料
- ・すまい給付金保険同等検査※2
- ・既存売買瑕疵保険 検査料
（検査適合証サービス※2含む）
- ・延長保証保険 検査料
- ・リフォーム瑕疵保険 検査料

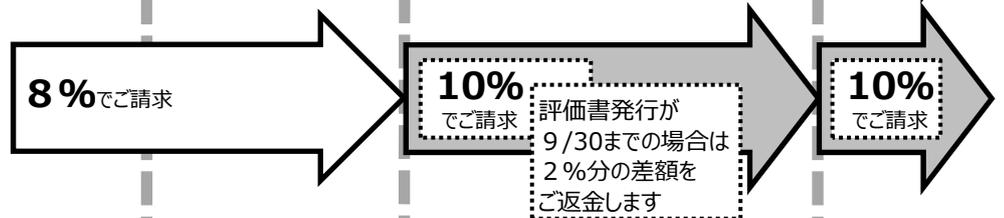


<長期・性能他>

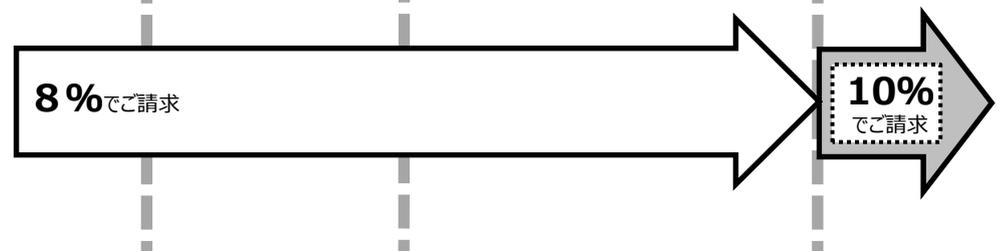
- ・住宅性能評価（建設 共同）



- ・住宅性能評価（建設 戸建）



- ・上記以外すべて
住宅性能評価（設計 戸建）
住宅性能評価（設計 共同）
長期優良住宅
次世代住宅ポイント証明書※3
フラット35適合証 等



※1：「受取日」とは、ハウスプラスが申込書類を受領した日となります。

※2：「すまい給付金保険同等検査」と「既存売買瑕疵保険検査適合証サービス」については、「最終検査完了日」ではなく、「適合証発行日」となります。

※3：「次世代住宅ポイント証明書」は4月1日からサービス開始予定です。